

令和5年5月30日

# 総務通達

## 「介護職員処遇改善加算等の使用方法について」

職員の皆様、日々の業務お疲れ様です。

意識調査でもご指摘有りました、処遇改善加算の使い方についてご報告させていただきます。

まず、行政より、**介護職員**のキャリアパス要件として職員の資質向上、労働環境の改善を行い、基本給、諸手当、賞与（一時金）等で賃金改善を行うよう指導されており、その配分は、法人に一任されてます。

三秀會の処遇改善加算は、

- 1、 介護職員の昇級、昇格による給与差額及び手当の増額支給（夜勤手当、介護福祉士資格手当）
  - 2、 定期昇給  
令和5年4月の昇給率は2.5%
  - 3、 一時金（賞与含む）として
  - 4、 労働環境改善への取り組み（研修含む）
- に使用させて頂いております。

特定処遇改善加算

- 1、 賞与支給時の一時金  
※技能経験ある職員（介福で10年以上、主任格以上または、法人が同等の能力があると認める者）

ベースアップ加算

- 1、 支援手当（事業部毎で法人が決定した額）
- 2、 特養職員のフルシフト手当（今年度6,000）

尚、この加算金がなくなった折には、加算分は減算となりますのでご理解の程、宜しくお願い申し上げます。